

健康なんこく☆きらり☆フェア2013

今年も「健康なんこく☆きらり☆フェア」を開催します。

■とき／12月14日(土) 9:00～15:30

■ところ／スポーツセンター

■内容

▶元気ひろば

時 間	内 容
9:30～10:00	正しいラジオ体操
10:00～14:00	チャレンジ・ザ・ゲーム体験、ニューエルダー体力測定
14:00～15:30	健康エクササイズ、ニューエルダー体力測定

▶測定コーナー／血管・脳・肺年齢、塩分など

*塩分測定では、家庭で作ったみそ汁を少量持参してください。

▶相談コーナー／禁煙や薬、歯の健康などの相談

▶ニュースポーツに挑戦!

▶その他のコーナー／五感クイズ、バランス食体験、エコバッグ作り、ストローゴルフなど

▶掩体群探訪けんこうウォーク(雨天中止)

・集合時間／10:30(12:00頃終了予定)

・集合場所／スポーツセンター玄関付近

*約2.5kmのコースです。飲物を持参してください。

*小さなお子さんは保護者同伴をお願いします。

▶少年野球教室(雨天中止)

・講師／吉川昌宏(元ヤクルトスワローズ選手)

・対象／小学生

・時間／10:00～11:30(初心者対象)、13:00～14:30(経験者対象)

・集合場所／スポーツセンターグラウンド

・持参物／経験者対象に参加する方はグローブを持参してください。

・申込締切／12月10日(火)

・申込先／スポーツセンター(☎865-8015)



※お問い合わせは
長寿支援課(☎880-6556)まで

第45回 南 国 市 民 賞



社会福祉功労2名、環境保全功労1名
産業経済功労1名

それぞれの分野で顕著な実績と功績が認められる市民・団体に授与される市民賞の授与式が、11月3日「文化の日」にグレース浜すしで行われました。

今年の市民賞は4名(うち1名は故人)の方が受賞されました。



●社会福祉 功労●

野島 明子さん
(大浦甲)

民生児童委員としての活動や、家庭教育サポーター、南国市母子保健推進員などの活動で子育て支援など社会福祉活動の推進に尽力。現在も南国市民生委員協議会副会長などの要職を歴任し、日々活躍されています。

《主な経歴》

○南国市食生活改善推進委員／昭和62年4月～現在に至る

○民生児童委員(現在、南国市民生委員協議会副会長)／平成元年12月～現在に至る

○大篠地区社会福祉協議会理事(現在、会長)／平成元年12月～現在に至る



●環境保全 功労●

畠中 恒輔さん
(大浦甲)

15年以上にわたり、「吾岡山文化の森」の環境整備に尽力。現在も吾岡山文化の森環境整備推進会の副会長兼公園部長を務められています。また、貫之さくらまつり実行委員会議事としてイベント会場の整備などにも貢献されています。

《主な経歴》

○貫之さくらまつり実行委員会議事／平成11年3月～現在に至る

○吾岡山文化の森環境整備推進会会員(現在、副会長兼公園部長)



●社会福祉 功労●

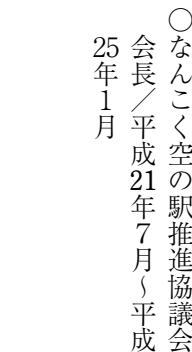
清岡 君江さん
(領石)

南国市更生保護女性会活動に20年以上取り組み、犯罪や非行からの立ち直りを支援。「社会を明るくする運動」では、地区の中心メンバーとして活躍してきました。また、南国市更生保護女性会会長として南国市保護区保護司会との連携にも尽力されました。

《主な経歴》

○南国市更生保護女性会(現在、会長)／平成5年4月～現在に至る

○高知県更生保護女性連盟副会長／平成21年5月～現在に至る



●産業経済 功労●

故・坂本 源一さん
(後免町)

平成20年5月に南国市商工会会長に就任すると同時に「ごめんありがとう賑わいまちづくりプラン」を作成。商店街賑わい創出施設「ごめん よってこ広場」を開設するなど、市の商業発展に卓越した手腕を発揮されました。

また、(株)道の駅南国代表取締役会長、なんこく空の駅推進協議会会長として、それらの経営安定と観光客誘致に多大な貢献をされましたが、在任中の平成25年1月に志半ばで逝去されました。

《主な経歴》

○南国市商工会会長／平成20年5月～平成25年1月

○(株)道の駅南国代表取締役会長／平成11年8月～平成25年1月

○なんこく空の駅推進協議会会長／平成21年7月～平成25年1月

税 だ よ り

家屋調査にご協力ください

平成26年度固定資産税の課税に向け、平成25年中の家屋の状況(新築・増築・取り壊しなど)を調査していますので、ご協力をお願いします。

■所有者の変更は届け出を

未登記の家屋(法務局で登録されていない建物)で、売買・贈与・相続などで所有者を変更した場合は、納税義務者変更届(用紙は税務課にあります)を提出してください。

*登記家屋やそれに付属する家屋の所有者変更については、法務局で手続きをしてください(税務課への届け出は不要)。

■新築・増築・取り壊し

平成25年中に家屋の新築や増改築などによる床面積の増減、または家屋の取り壊しがある場合は、今年中にご連絡ください。

*すでに税務課職員が調査で聞き取っている場合は、連絡の必要はありません。



標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちでないですか?

乗用装置のあるコンバインやトラクターなどの農耕車両は「農耕用の小型特殊自動車」として、軽自動車税の課税対象となります。取得した場合は、登録の届出が必要です。標識の交付を受けていない農耕車両をお持ちの場合は標識の交付を受けてください。ただし、乗用装置のない手押し式の田植え機などは課税されません。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。すでに使用していても、廃車の手続きをしていない場合は課税されます。ご注意ください。



※届出先・お問い合わせは

【家屋の調査】税務課資産税係

【標識の交付】税務課税務管理係

(☎880-6554)まで